

遺言に関する見直し

遺言を巡る紛争が生じることを防止し、相続が円滑に行われることを実現する観点から、遺言の撤回の方式等を見直すことについて、どのように考えるか。

また、遺言を活用して相続登記を促進する観点から、遺言の撤回の方式等を見直し、公正証書遺言や法務局で保管している遺言が最後にされた遺言であること等を明確にした上で、その遺言を活用して土地の所有者をより速やかに登記に反映させる方策として、どのようなことが考えられるか。

(補足説明)

1 遺言の活用

所有者不明土地は相続によって生ずることが多いこともあり、遺言を活用して、被相続人が土地の帰属を予め定めることによって、所有者不明土地を生じることを防止すべきとの指摘がある。本年6月14日の所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議での基本方針においても、遺言書の保管制度の円滑な導入を図ること等によって相続登記の促進をすることとされている。

2 遺言の撤回

(1) 現行法では、遺言は、遺言者がその後に自由に撤回することができるが、他方で、その方式は遺言の方式に従って行わなければならないものとされている（民法第1022条）。このように遺言の撤回の方式が限定されていることについては、遺言の要式行為性を貫くため、その撤回も要式行為としているなどと説明されている。もっとも、必ずしも撤回される遺言と同一方式による必要はないと解されているため、公正証書遺言を自筆証書遺言の方式で撤回することも可能である。法務局で保管された遺言についても、法務局に保管の撤回をしなくとも、自筆証書遺言の方式をとれば遺言の撤回をすることができる。

また、現行法では、前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなすこととされている（民法第1023条第1項）ため、公正証書遺言が作成された後に、新たにこれと抵触する自筆証書遺言が作成されれば、後の自筆証書遺言が優先し、公正証書遺言は効力を失う。法務局で保管された遺言についても、これと抵触する自筆証書遺言が作成されれば、法務局に新たな遺言書の保管申請をしなくとも、法務局に保管されている前の遺言は効力を失う。

(2) しかし、公正証書遺言は、自筆証書遺言と比較して、極めて厳格な手続を経て成立

するものであって、公正証書遺言の効力を、そのような厳格な手続を経ることなく否定することは相当でないとも思われる。さらに、遺言書保管制度は、遺言書保管官が、自筆証書遺言の方式に関する遺言書の外形的な確認等を行うことにより、遺言をめぐる紛争が生ずるリスクや相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行うリスクを軽減するものであるが、その制度趣旨からすると、何らの手続も経ないまま作成した自筆証書遺言によって保管された遺言の効力を否定すべきでないとの意見も考えられる。

そもそも、公正証書遺言制度や遺言書保管制度は、公的機関を関与させることで遺言をめぐる紛争を防止しようとするものであるが、公的機関の関与の下で作成又は保管された遺言の効力が、自筆証書遺言の方式でされた撤回や、後に作成された自筆証書遺言によって容易に失われることになると、その自筆証書遺言の真否をめぐる深刻な紛争が生じかねず、公的機関を関与させた意義が損なわれるという評価もあり得る。

遺言書の保管制度の円滑な導入を図ること等によって相続登記を促進し、前記の所有者不明土地の発生を防止するという観点からしても、公的機関の関与がある遺言とその後作成された自筆証書遺言とが存在し、どの遺言が有効であるかが一義的に明らかでないために紛争が生ずると、円滑に相続登記をすることができなくなり、望ましくないと考えられる。

- (3) 他方で、公正証書遺言をした遺言者や、遺言書保管制度を利用した遺言者の立場からしても、その遺言を撤回するに際して同様の手続を要求することとしても、遺言者に対して過度な負担とはならないとも考えられるし、遺言をする際に遺言者がそのような制約があることを認識していれば、遺言者が不当に不利益を被ることはないとも考えられる。

もともと、公正証書遺言の方式をとることができず、民法が特別の方式による遺言を認めているケース（民法第976条以下参照）について同様の手続を要求すると、遺言者に過度な負担となり、遺言者がその意思を表明することができないこととなるため、別途の考慮が必要になると考えられる。

- (4) 以上を踏まえ、

- ① 公正証書遺言については、その撤回は公正証書遺言の方式によって行わなければならないものとするものとし、かつ、その遺言が作成された後は、公正証書遺言を作成しない限り後の遺言が有効とはならない（前の遺言は撤回したものとみなされない）ものとし、
- ② 法務局で保管されている遺言については、その撤回については法務局で一定の手続（例えば、遺言の保管申請の撤回又は新たな遺言書の保管の申請）をとらなければならないものとするものとし、かつ、後に作成された遺言を法務局で保管しない限り後の遺言が有効とはならないものとし、

これらの遺言については、その後に撤回がされたかどうかや、最後の遺言であるのかを公証役場又は法務局において把握することができるようにすることについて検討することが考えられる（注1）（注2）。

ただし、以上の仕組みとするとしても、公正証書遺言の方式をとることができない

例外的なケースに特別の方式によって撤回をすることや、特別の方式の遺言をすることは認めるべきではないと思われる。

- (5) しかし、以上については、遺言者の最終意思をできるだけ尊重すべきとの観点からは、撤回の方式を限定すべきではないとの意見や、遺言書保管制度においては、遺言の保管申請の撤回又は新たな遺言書の保管の申請をするためには、遺言書の保管の申請をした遺言書保管所に遺言者が自ら出頭して手続を行わなければならないとされているから（法務局における遺言書の保管等に関する法律第4条、第8条）、これらの手続をとらなければ遺言の撤回をすることができないとすると、遺言者が転居や健康上の理由等で出頭が困難となった場合には、事実上、前の遺言の撤回が困難となることも考えられるため、撤回の方式を限定すべきではないとの意見（注3）、撤回の方式が限定されると公正証書遺言や遺言書保管制度の活用が逆に阻害されかねないとの意見なども考えられる。

(注1) 公証人が関与する遺言としては、そのほかに秘密証書遺言がある。もっとも、秘密証書遺言は、一定の手続を経るものの、公証人がその中身を確認するものではなく、その保管も公証役場ではなく、遺言者が行うものである。そのため、公正証書遺言や法務局で保管される遺言とは違い検認手続も省略することはできない。このように秘密証書遺言は、一定の手続を経るものの、その手続は厳格なものではないことからすると、秘密証書遺言の撤回についてまで、同一の方式によらなければ撤回をすることはできないとすべきではないとも思われる。

(注2) 公正証書遺言及び法務局で保管されている遺言相互間での撤回について、別途検討することも考えられる。例えば、法務局で保管されている遺言については、より厳格な手続を経て作成される公正証書遺言の方式によっても撤回することができるとすることも考えられる。

(注3) 公正証書遺言については、公証役場の外でも作成することができる（公証人法第57条）。

3 遺言後の生前処分等と遺言

現行法では、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合には、遺言は撤回したものとみなされる（民法第1023条第2項）。この規定が適用される典型的なケースとしては、例えば、遺贈の目的物である特定の土地をその遺言後に他の第三者に売却したケースが挙げられる。上記2のとおり遺言の撤回の方式を限定する際には、この規定をどのように考えるのかが問題となるが、そもそも遺言後の生前処分等による遺言の撤回擬制は、遺言の方式によってされるものではないことや、遺言後に行われた生前処分等を無効とすることはできないこと等に照らすと、上記2のとおり遺言の撤回の方式を限定したとしても、この規定による遺言の撤回擬制に関する見直しを行うことは相当でないと思われる。

4 遺言書又は遺贈の目的物の破棄

現行法では、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなすとされている（民法第1024条前段）が、上記2のとおり遺言の撤回の方式を限定する際には、公正証書遺言及び法務局で保管されている遺言については、この規定を適用しないものとすることが考えられる。

他方で、現行法では、遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときは、遺言を撤回したものとみなすこととされている（民法第1024条後段）が、上記3と同様の理由から、この規定に関する見直しを行うことは相当ではないと思われる。

5 遺言を登記に反映させる仕組み

また、以上で検討した仕組みが導入されると、公正証書遺言又は法務局で保管されている遺言が最後の遺言であるかどうかが基本的に明確になるため、その遺言が有効であることを前提に、その遺言を登記に反映させることとしても、特段の問題は生じ難いと思われる。そこで、このような仕組みを導入した上で、その遺言を活用して土地の所有者をより速やかに登記に反映させる方策を検討することが考えられる。